



令和3年11月11日（木）

【照会先】

大分労働局 労働基準部 賃金室

室長 幡手宏俊

賃金主任 柳井龍次

電話 097-536-3215

報道関係者 各位

## 大分県特定最低賃金を12月25日に改正 ～全5業種で最大30円の引き上げ～

大分労働局長（中山晶彦）は、令和3年10月26日に大分地方最低賃金審議会（会長 清水立茂）から下記の特定最低賃金の改正決定に係る答申を受けていたが、答申のとおり同最低賃金を改正することを令和3年11月11日に決定した。

同最低賃金の改正については、令和3年11月25日に官報公示され、同年12月25日から適用となる。

○大分県鉄鋼業最低賃金	981円	（30円引き上げ）
○大分県非鉄金属製造業最低賃金	936円	（25円引き上げ）
○大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	864円	（29円引き上げ）
○大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業最低賃金	894円	（16円引き上げ）
○大分県自動車（新車）小売業最低賃金	872円	（24円引き上げ）

いずれも令和3年12月25日が効力発生日となります。

なお、「大分県各種商品小売業最低賃金」については、令和3年度の改正がなく、大分県（地域別）最低賃金の822円（令和3年10月6日改正）が適用されています。

### 【参考資料】

- ・大分県の最低賃金（地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金）の推移
- ・大分県の最低賃金リーフレット